

## 付 議 第 7 号

### 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条第1項において、サービスを監督する教育委員会に策定が義務付けられた業務量管理・健康確保措置実施計画について議決を求めます。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

第8条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会がサービスを監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画を定めるものとする。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(34)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要であると認める事項を決定すること。

案

# 高知県立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

～きらっと いきいき あったかい「高知家」の教育の実現に向けて～



令和8年3月  
高知県教育委員会

# 目 次

## 1 計画の趣旨等

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 計画の趣旨   | 1 |
| (2) 計画の対象職員 | 1 |
| (3) 計画の期間   | 1 |

## 2 県立学校の現状

- |                  |   |
|------------------|---|
| (1) 時間外在校等時間の状況等 | 2 |
| (2) 教職員アンケートの概要  | 3 |

## 3 計画の目標

- |                              |   |
|------------------------------|---|
| (1) 時間外在校等時間に関する目標           | 4 |
| (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 | 4 |

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| (1) 学校運営の効率化に向けた取組            | 5  |
| (2) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し | 7  |
| (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組       | 10 |

## 5 その他実施に関し必要な事項

- |                 |    |
|-----------------|----|
| (1) 取組の推進について   | 13 |
| (2) フォローアップについて | 13 |

## 【参考資料】

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| 教職員アンケート結果（抜粋）        | 14 |
| ハラスメントに関するアンケート結果（抜粋） | 16 |
| 学校と教師の業務の3分類          | 17 |

# 1 計画の趣旨等

## (1) 計画の趣旨

近年、学校教育を取り巻く環境は大きく変化し、児童生徒の多様な課題への対応など、学校にはこれまで以上に複雑かつ困難な業務が求められている。こうした状況の中、本県の教職員が、心身ともに健康で生き生きと教育活動に従事し、その専門性を最大限に発揮するためには、ワーク・ライフ・バランスを確保し、学校における働き方改革を一層推進することが不可欠である。

そのため、本県では、第3期教育大綱及び第4期教育振興基本計画並びに令和2年3月に策定した「高知県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」に基づき、統合型校務支援システムの導入による教育DXの推進や、教員業務支援員等の外部人材の配置拡充などを通して学校における働き方改革に係る取組を進めてきた。

これにより、時間外在校等時間の上限（月45時間、年360時間）の遵守に向けた一定の成果は見られつつあるものの、依然として上限時間を超える長時間勤務の教職員が一定数存在しており、教職員が本来業務に真に向き合う時間や、教職員自身が健康で生き生きと勤務できる環境（ウェルビーイング）の確保に向け、更なる取組が必要となっている。

国においては、令和6年8月の中央教育審議会『『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）』を踏まえ、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正された。これにより、令和11年度末までに、時間外在校等時間を「月30時間程度」に削減する指針が示されるとともに、教育委員会に対し「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表、総合教育会議への報告等が義務付けられた。

本計画は、給特法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、教職員の業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保を図るために策定するものである。

## (2) 計画の対象職員

本計画は、高知県立学校に勤務する教職員を対象とする。

## (3) 計画の期間

令和8年度 ～ 令和11年度（4年間）

## 2 県立学校の現状

### (1) 時間外在校等時間の状況等

#### ア 1年間における1か月時間外在校等時間の教育職員<sup>※1</sup>全体の平均時間

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中学校	33時間57分	32時間52分	34時間05分
高等学校	24時間06分	24時間48分	24時間24分
特別支援学校	17時間54分	18時間04分	17時間35分
合 計	22時間48分	23時間16分	22時間50分

#### イ 時間外在校等時間が月45時間以下の教育職員の割合

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中学校	47.0%	44.8%	37.0%
高等学校	64.0%	62.2%	62.1%
特別支援学校	98.6%	98.2%	95.4%
合 計	73.2%	71.9%	70.5%

#### ウ 夏季(7～9月)において10日以上休暇を取得した教職員<sup>※2</sup>の割合 (第4期教育振興基本計画の目標値 令和9年度末:100%)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中学校	46.9%	56.4%	68.0%
高等学校	32.3%	51.1%	48.9%
特別支援学校	56.1%	79.1%	72.3%
合 計	39.2%	58.4%	55.5%

#### エ 男性教職員の育児休業取得率

(高知県教職員共働き・子育て<sup>※3</sup>の目標値 令和11年度末:85%)

※令和6年度末目標:50%

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中学校	66.7%	対象者なし	対象者なし
高等学校	9.7%	20.0%	37.0%
特別支援学校	40.0%	52.9%	61.5%
合 計	20.5%	33.3%	45.0%

※1 教育職員:給特法第2条第2項に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち、高知県立学校に勤務する職員。

※2 教職員:教育職員、事務職員等、高知県立学校に勤務する職員。

※3 「高知県教職員共働き・子育てサポートプラン」:教職員が互いに支え合い、育児と仕事を両立し、働き続けられる環境づくりを推進できるよう、次世代育成支援対策推進法に基づき、県教育委員会が策定した特定事業主行動計画。

## (2) 教職員アンケートの概要

本計画の策定にあたり、令和7年12月、県立学校の教職員を対象として、時間外勤務の主な要因や日頃の業務における負担感、現在の業務の働きがいなどについてのアンケートを実施し、全体の約半数にあたる1,490人から回答を得た。

アンケート結果の概要は、次のとおりである(詳細は巻末に【参考資料】掲載)。

- ・時間外勤務の主な要因となっている業務として、授業準備、教材研究(43.2%)、部活動指導(35.5%)、校務分掌に関わる業務(30.9%)の順で回答割合が多くなっている。
- ・日々の業務で負担と感じている業務として、保護者対応(35.7%)、文書処理、調査や照会等への対応(31.5%)、児童生徒・家庭への対応(26.5%)の順となっている。
- ・外部委託やデジタル技術の活用により、削減・効率化が可能だと考える業務として、ICT機器・ネットワークの保守管理(42.5%)、部活動指導(35.3%)、文書処理、調査や照会等への対応(33.3%)の順で挙げられている。
- ・時間外勤務の縮減や業務負担の軽減に効果があると思われることとして、校内会議・校内研修の見直し(46.2%)、多様な働き方の推進(34.5%)、定時退校日・学校閉庁日の設定や、最終退勤時刻の明確化(32.8%)の順となっている。
- ・現在の業務にどの程度働きがいを感じているかとの質問に対しては、73.3%が、「大いに」又は「ある程度」働きがいを感じていると回答しており、多くの教職員が働きがいを感じながら日々の業務を行っていると考えられる。

### 3 計画の目標

2に記載した県立学校の現状を踏まえ、本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

#### (1) 時間外在校等時間に関する目標

目 標	令和6年度実績
1年間における1か月時間外在校等時間の教育職員全体の平均時間を30時間以下にする。	22時間50分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校 : 34時間05分</li> <li>・高等学校 : 24時間24分</li> <li>・特別支援学校 : 17時間35分</li> </ul>
時間外在校等時間が月45時間以下の教育職員の割合を100%にする。	70.5% (1,526人)

なお、第3期教育大綱、第4期教育振興基本計画に定める以下の指標については、本計画において令和9年度末までの中間目標とする。

中 間 目 標 (令和9年度末)	令和6年度実績
時間外在校等時間45時間超の月が年間3月以内である教育職員の割合を100%にする。	88.0% (1,904人)
時間外在校等時間が月80時間以下の教育職員の割合を100%にする。	95.6% (2,068人)

#### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標<sup>※4</sup>

目 標	令和6年度実績
夏季 <sup>※5</sup> において10日以上 of 休暇を取得した教職員の割合を100%にする。	55.5% (令和6年7～9月)
男性教職員の育児休業取得率を85%以上にする。	45.0%
「風通しの良い職場である」と感じている教職員の割合を100%にする。	79.5% (令和7年度ハラスメントアンケート結果)

※4 (2)の目標値については、「高知県教職員共働き・子育てサポートプラン」等に合わせ、事務職員等を含む教職員の目標値とする。

※5 夏期特別休暇の取得可能期間に合わせて、令和8年度以降は6～10月とする。

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

3に掲げる目標の達成に向け、以下の内容に重点的に取り組むこととする。

### (1) 学校運営の効率化に向けた取組

#### ア 各学校において取り組む内容

##### ○組織的な働き方改革の推進

- ・校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校における働き方改革を着実に進め、学校全体で組織的に業務の効率化・削減に取り組み、教職員の負担軽減を図る。
- ・校内研修や職員会等の機会を活用し、業務の見直しや改善に対する教職員の共通理解を図るとともに、一人一人が主体的に取り組む意識の醸成につなげる。

##### ○学校運営協議会での協議

- ・学校運営協議会における業務量管理・健康確保措置の実施等に関する協議等も踏まえ、本計画に基づく学校における働き方改革の取組を推進する。

##### ○校内会議の精選

- ・校内会議については、開催目的や必要性を整理し、回数や時間の精選を行うとともに、資料の事前共有やオンラインの活用などにより効率化を図り、教職員の負担軽減と業務時間の確保につなげる。

##### ○学校行事の見直しと勤務時間を意識した業務の徹底

- ・学校行事の教育的意義を勘案した上で、十分な効果が見込めない行事・活動等については見直しを検討する。また、教職員の業務終了時刻を意識した働き方を進める。

##### ○日課表の見直し

- ・校内清掃や職員朝礼等の在り方を見直すなど、日課表の見直しにより放課後等の余白時間を創出し、教職員が余裕を持って、授業準備や教材研究などに専念できる時間を確保していく。

##### ○学校閉校日・定時退校日・最終退校時刻の設定

- ・学校閉校日や定時退校日、最終退校時刻を設定し、教職員の勤務時間に対する意識の向上を図る。

## ○デジタル化・効率化の推進

- ・授業における ICT の活用や生成 AI を用いた教材作成、クラウドによる教材共有を進めるとともに、文書作成や連絡調整等の業務における校務支援システムの活用など、教育 DX を推進する。
- ・校務に係る文書作成や、校内外の関係者との連絡調整等の業務を遂行する場合においても、生成 AI を効果的に活用し、業務の効率化を図る。この際、文部科学省から示されている「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン(Ver. 2.0)」(令和6年12月)等も参照の上、適正に利用する。
- ・業務時間外の案内や通話録音をアナウンスする電話設備の設置を進めるなど、時間外対応の見直し・削減を図る。

## イ 各学校の取組を推進するために、県教育委員会が取り組む内容

### ○学校における働き方改革への支援

- ・各校の管理職への研修や働き方改革の推進役となるリーダー職員の養成研修を実施するなど、働き方改革の背景や目的、具体的な実践事例等について理解を深めるとともに、学校全体で業務改善を推進していくためのマネジメント意識の向上を図る。
- ・学校に対し、国や他県の先進事例の情報提供を行うことや、学校における働き方改革推進モデル校事業（民間コンサルタントによる伴走型支援）等の成果の横展開を図るなど、各校の実情に応じた取組への支援を行う。

### ○働き方改革推進モデル校事業の成果の横展開

- ・令和7年度から実施している学校における働き方改革推進モデル校事業（民間コンサルタントによる伴走型支援）を進めるとともに、その成果の横展開を図り、業務改善の具体的な取組を進める。

### ○校務 DX・デジタル化の推進

- ・学校家庭連絡システム等のデジタルツールと校務支援システムとの効果的なデータ連携を進める。
- ・デジタル技術を活用した校務の効率化に関する県内外の好事例（生成 AI の活用事例に関する情報を含む。）の収集に努めるとともに、学校に対してそれらの事例を発信・共有する。
- ・ICT 支援員による校内研修やオンライン講習の実施等により、教職員のデジタル技術活用スキルの向上を支援する。

### ○支援スタッフの配置・活用

- ・教育の専門性を必要としない業務に従事する教員業務支援員等の支援スタッフの配置と効果的な活用を推進する。

### ○校外研修（年次研修・悉皆研修）の精選・見直し

- ・校外での研修の負担を軽減するため、研修内容の精選を図るとともに、研修形態を見直し、オンデマンド研修やライブ配信研修、遠隔研修への移行を進める。
- ・複数の教員が同時に研修対象者となることで学校運営に支障が生じる場合には、校長の判断により、受講を次年度以降に繰り下げるなど、弾力的な対応を必要に応じて行う。

## （２）「学校と教師の業務の３分類」※<sup>6</sup>を踏まえた業務の見直し

### ア 各学校において取り組む見直し

#### ○授業準備（「３分類」⑮関係）

- ・「高知家まなびばこ」のデジタルコンテンツ等の活用を通じて、授業準備の時間短縮を図る。
- ・教育職員でなくても対応可能な教材の印刷等について、教員業務支援員等の支援スタッフを活用するなど、業務分担の見直しを図る。

#### ○学習評価や成績処理（「３分類」⑯関係）

- ・自動採点システム等のデジタルツールを活用し、採点や成績処理に係る業務の効率化を図る。
- ・統一的に導入されている校務支援システムを活用し、システム上で出欠管理や成績処理、児童生徒情報等を共有することで、情報の円滑な引継ぎと事務作業等に係る負担軽減を図る。
- ・教育職員でなくても対応可能な採点業務等について、教員業務支援員等の支援スタッフを活用するなど、業務分担の見直しを図る。

#### ○進路指導の準備（「３分類」⑰関係）

- ・配置された就職アドバイザーの活用により、進路先の開拓等の取組を進める。

#### ○学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「３分類」③関係）

- ・高知県立学校授業料等徴収管理システムを活用し、徴収・管理の適正化及び支払手続きの簡素化や利便性の向上を図る。

※<sup>6</sup> 「学校と教師の業務の３分類」：文部科学大臣が定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年9月）第2章第3節（2）に示された、「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の3分類。

### ○部活動（「3分類」⑬関係）

- ・「高知県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」及び「高知県立高等学校に係る部活動の方針」を踏まえて、教育職員の過度な負担とならないように休養日や活動時間を適切に設定する。
- ・教育職員の負担軽減を図るため、顧問に代わり指導・引率を行う部活動指導員等の外部人材の活用を推進する。

### ○地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等について、業務内容を整理し、定型的な連絡や調整業務については、地域学校協働活動推進員が担うことを基本とする体制を整備する。

### ○学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・広報資料等の作成・管理を事務職員と教育職員が協働して行うなど、負担軽減を図る。

### ○校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・機械警備の導入・外部委託を通じて教育職員の負担軽減を図るとともに、特定の職員に責任や業務負担が集中しない環境を整備する。

### ○校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・校内清掃の実施方法について、範囲や頻度、時間帯等の見直しを行い、業務の効率化を図る。

### ○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、医療的ケア看護職員等の専門性を生かした支援が必要な場面において、これらの人材と教職員との協働を推進する。

## イ 各学校の取組を推進するために、県教育委員会が取り組む内容

### ○授業準備（「3分類」⑮関係）

- ・ICT機器を活用した教材の共有を推進し、教育職員の授業準備に係る負担軽減を図る。

### ○学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・統一的に導入されている校務支援システムについて、学校現場のニーズも適切に聴取しながら、必要に応じて、システムの機能拡充・強化を検討する。
- ・入試業務に係る電子出願システムを導入し、入試業務の負担軽減を図る。

### ○部活動（「3分類」⑬関係）

- ・「高知県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」及び「高知県立高等学校に係る部活動の方針」に基づき、休養日の設定や活動時間の遵守を徹底する。
- ・中学校においては、部活動の地域展開等を段階的に進めるとともに、部活動指導員を配置することなどにより、令和10年4月までに、原則として教育職員が休日の指導を担わない体制の構築を目指す。

### ○地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・研修会等の実施により、地域学校協働活動の意義や地域学校協働活動推進員の役割等についての理解を図るとともに、人材の発掘・養成及びその資質向上を図る。

### ○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・学校では対応が困難な事案について、保護者や学校等からの相談を直接受け付ける学校問題解決支援コーディネーターを県教育委員会に配置し、専門的な立場から助言を行う体制を構築する。
- ・学校が対応に苦慮する事案について、法的助言を行うため、スクールロイヤー活用事業を継続し、必要に応じてスクールロイヤーを学校へ派遣する。
- ・保護者等からの過剰な苦情等があった場合の留意点や基本的な対応方針を定め、学校に周知する。

### ○調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・「調査・照会に関するガイドライン」（平成24年5月県教育長通知）に基づき、学校に対する調査・照会を厳に精選する。その上で、調査・照会を実施する際は、アンケートシステム（しらべばこ）の活用や調査方法・項目の見直しなどを通じて、回答する側の負担軽減に十分配慮する。

### ○ICT 機器の管理・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・ICT 支援員等を学校に派遣し、授業における ICT 機器の操作支援やデジタル教材の作成補助を行うなど、円滑な授業実施を支援する。
- ・ICT 機器の環境整備やトラブルシューティング等に対して、ICT 支援員等を活用するなどの取組を進める。

### ○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑨関係）

- ・スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の全校配置を継続するとともに、県内3エリアに広域的支援を行う「エリア配置型 SC」を配置し、通常配置 SC との緊密な連携のもと、困難事案にも組織的に対応できる支援体制を構築する。
- ・教職員と専門人材が円滑に連携した「チーム学校」による支援が展開されるよう、それぞれの資質向上を図る。

## （3）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

### ア 各学校において取り組む内容

#### ○管理職による適切な勤務時間等の管理

- ・在校時間管理システムへの正確な入力を徹底し、勤務実態を正確に把握する。
- ・法令に定める休憩時間を適正に確保する。
- ・時間外在校等時間の縮減のみを求め、実際と異なる勤務時間を入力させることや、自宅等への持ち帰り業務を増加させることのないように適切な管理を行う。
- ・時間外在校等時間が上限時間を超える場合には、教職員との面談等を通じ、事後的に検証を行うとともに、業務の見直しや負担の平準化など、あらゆる方策を検討し改善に努める。

#### ○メンタルヘルス対策の確実な実施

- ・職員会での周知や職員室への掲示により各種相談窓口を共有するとともに、管理職による日常的な声掛けを行うなど、教職員が早期に相談できる職場環境を整える。

#### ○休暇等の取得の促進

- ・計画的な休暇取得を促すとともに、互いに支え合う体制を整える。
- ・子どもの行事など私的な事情等においても、気兼ねなく休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに取り組む。

### ○ストレスチェックの実施

- ・ストレスチェックの受検を推奨するとともに、集団分析結果から自校の課題を把握し、業務の偏りを見直すなど、職場環境の改善に取り組む。

### ○心理専門職相談員による相談支援の活用

- ・県教育委員会が配置している心理専門職相談員による相談を全ての教職員が身近な支援として活用できるよう、相談先や申し込み方法を職員室へ掲示するなど利用しやすい環境を整える。

### ○医師による面談指導の実施

- ・1か月の時間外在校等時間が100時間を超えた場合、又は1か月の時間外在校等時間が80時間を超える月が2か月連続した場合には、医師による面談指導を実施する。

### ○多様な働き方の推進

- ・教職員一人一人の状況等に応じた柔軟な働き方を実現するため、業務に支障がない範囲で在宅勤務やフレックスタイム制等の制度の活用を促す。

### ○育児休業の取得促進

- ・子どもが生まれる予定の教職員に対し、「高知県教職員共働き・子育てサポートプラン」に基づく面談を確実に実施し、育児休業や育児に関する休暇の取得を積極的に勧奨する。
- ・周囲の理解と協力を得ながら、気兼ねなく制度を利用できる職場全体のバックアップ体制を構築する。

## イ 各学校の取組を推進するために、県教育委員会が取り組む内容

### ○適切な勤務時間等の管理

- ・各学校において適切な勤務時間等の管理が図られるよう、法令に基づく制度や取組事例の周知などに取り組む。

### ○メンタルヘルス対策の確実な実施

- ・各種相談窓口の周知等を確実に実施するとともに、教職員がより相談しやすい環境づくりや、教職員同士の横のつながりを作るなど、教職員が孤立しないための取組を推進する。あわせて、管理職等を対象とした研修を通じて、メンタルヘルスに関する正しい知識の普及を図る。

### ○休暇等の取得の促進

- ・教職員が計画的に休暇等を取得できるよう、各種休暇等制度の周知や、県内外の先進事例の紹介などを行う。

### ○ストレスチェックの実施

- ・全教職員に対し、ストレスチェックの受検を推奨するとともに、未受検者への受検勧奨を通じて受検率の向上を図る。また、学校別の集団分析結果を各校へ速やかに提供し、分析結果に基づいた職場環境改善の支援を行うことで、各校の組織的な改善活動を促進する。

### ○心理専門職相談員による相談支援体制の充実

- ・新規採用教職員をはじめとする若年教職員を中心に、心理専門職相談員によるプッシュ型の面談を実施し、早期の支援につなげる。
- ・全教職員が利用できる相談体制であることを周知し、心理専門職相談員による相談を身近な支援として活用できる環境づくりを進める。

### ○医師による面談指導の実施

- ・長時間勤務により健康リスクが高まった教職員を早期に把握して医師による面接指導を確実に実施するため、学校と連携して受診勧奨や勤務時間の抑制に向けた指導・助言を行い、教職員の健康確保を組織的に支援する。

### ○多様な働き方の推進

- ・教職員が自宅等からも校務支援システム等に安全にアクセスできるテレワークシステムを整備する。
- ・令和8年度からフレックスタイム制を導入するとともに、文部科学省の動向を踏まえ、勤務間インターバル制度について検討を進める。

### ○育児休業の取得促進

- ・子どもが生まれる予定の教職員に対し、「高知県教職員共働き・共育てサポートプラン」に基づく面談の実施状況を把握し、育児休業等の取得勧奨を積極的に行う。
- ・業務分担の見直しや周囲の理解促進といったバックアップ体制を構築できるよう、先進的な事例の共有や学校への啓発を行い、組織全体で取得を支援する。

### ○学校の管理職における負担軽減

- ・学校の管理職の負担軽減を図ることは、学校全体の運営に良い影響を与え、教職員や児童生徒のための質の高い環境づくりにもつながり、将来的に管理職になりたいと考える教職員を増やすためにも重要であることから、本計画の取組や適切なサポートなどを通じて、管理職への支援を行う。

## 5 その他実施に関し必要な事項

本計画を着実に実行し、学校における働き方改革を実効性のあるものとするため、以下のとおり、フォローアップ等を実施するものとする。

### (1) 取組の推進について

- ・ 県教育委員会は、関係会議等の場を活用し、保護者や地域住民、関係団体等に対して本計画の内容を周知し、理解の促進を図るとともに、具体的な取組への協力が得られるよう要請する。

### (2) フォローアップについて

- ・ 県教育委員会は、本計画の着実な実行を図るため、毎年度、計画の実施状況を把握し、法の規定に基づき、県教育委員会のホームページで公表するとともに、総合教育会議において報告する。
- ・ 本計画について、国の動向や目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて途中改訂を行い、取組のさらなる充実を図る。

## 【参考資料】

### 1 教職員アンケート結果（抜粋）

令和7年12月、県立学校の教職員を対象に実施。回答者数1,490人。

#### ○時間外勤務の主な要因となっている業務（最大5つ選択）

回答上位10項目		回答割合
1	授業準備、教材研究	43.2%
2	部活動指導	35.5%
3	校務分掌に関わる業務	30.9%
4	宿題の点検、試験問題の作成・採点、成績処理、通知表・指導要録等の作成	28.5%
5	保護者対応	28.3%
6	担任業務	23.3%
7	文書処理、調査や照会等への対応	19.0%
8	児童生徒・家庭への対応	18.2%
9	校内の会議、打ち合わせ	16.0%
10	児童生徒の問題行動への対応	14.8%

#### ○日々の業務で負担と感じている業務（最大5つ選択）

回答上位10項目		回答割合
1	保護者対応	35.7%
2	文書処理、調査や照会等への対応	31.5%
3	児童生徒・家庭への対応	26.5%
4	部活動指導	23.3%
5	校務分掌に関わる業務	22.6%
6	宿題の点検、試験問題の作成・採点、成績処理、通知表・指導要録等の作成	22.3%
7	校内の会議、打ち合わせ	20.9%
8	児童生徒の問題行動への対応	20.2%
9	授業準備、教材研究	18.5%
10	校外での研修	18.3%

○外部委託やデジタル技術の活用により、削減・効率化が可能だと考える業務  
(最大5つ選択)

回答上位 10 項目		回答割合
1	ICT 機器・ネットワークの保守管理	42.5%
2	部活動指導	35.3%
3	文書処理、調査や照会等への対応	33.3%
4	宿題の点検、試験問題の作成・採点、成績処理、通知表・指導要録等の作成	31.8%
5	学校徴収金に関わる業務	27.9%
6	授業準備、教材研究	19.7%
7	校務分掌に関わる業務	17.3%
8	校外での研修	15.4%
9	校内の会議、打ち合わせ	14.9%
10	地域、PTA、広報等の対外調整業務	13.2%

○仕事と生活の両立を推進するために、時間外勤務の縮減や業務負担の軽減に効果があると思われること (最大5つ選択)

回答上位 10 項目		回答割合
1	校内会議・校内研修の見直し	46.2%
2	多様な働き方の推進	34.5%
3	定時退校日・学校閉庁日の設定や、最終退勤時刻の明確化	32.8%
4	支援スタッフの拡充	29.6%
5	校外での研修の精選・効率化	28.6%
6	学校行事・地域行事の見直し	27.2%
7	勤務時間外には外部対応をしない環境の整備	27.0%
8	部活動の地域展開 (地域移行)・地域連携及び休養日の設定	25.4%
9	年次有給休暇・夏期特別休暇の取得促進	25.2%
10	調査・照会対応等の削減	24.4%

○あなたは現在の業務において、どの程度働きがいを感じていますか

選択項目	回答割合
大いに働きがいを感じている	18.0%
ある程度働きがいを感じている	55.3%
どちらともいえない	18.5%
あまり働きがいを感じていない	6.8%
まったく働きがいを感じていない	1.4%

### ○その他、自由記述での意見（要約）

- ・授業準備や児童生徒対応といった「教師として本来やるべき業務」に充てる時間が十分に確保できない。
- ・例えば、調査・照会への回答、ICT 機器の保守管理、徴収金の管理、施設管理といった「必ずしも教師の専門性を必要としない業務」が大きな負担。
- ・放課後や休日における部活動指導が時間外在校等時間の大きな要因。
- ・育児や介護などの家庭事情を抱える教育職員にとっても、休日の部活動は精神的・身体的な負担。
- ・いじめや不登校児童生徒への対応に加え、保護者等からの過剰な苦情など、学校が組織的に対応すべき課題が多様化・複雑化しており、専門人材の活用が必要。
- ・一人で業務を抱え込む「個業」型の働き方も多く見られ、組織的なバックアップ体制が必要。
- ・教育職員は「児童生徒の成長を感じる瞬間」に働きがいを感じている一方で、多忙化により児童生徒と向き合う時間が十分に確保できず、働きがいや達成感が十分に感じられておらず、教職の魅力低下への影響も懸念される。

## 2 ハラスメントに関するアンケート結果（抜粋）

令和7年10月、県立学校の教職員を対象に実施。回答者数 2,546 人。

### ○風通しのよい職場と感じているか

区分	回答割合
感じている	29.7%
どちらかというと感じている	49.8%
どちらかというと感じていない	14.3%
感じていない	6.2%

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・  
取り組むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。



## 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

## 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

## 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進